

徳島県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年四月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

久米 将基	施術者の氏名	あき整骨院	施術所の名称	徳島市国府町日開九九八 七 サンライズニール F	施術所の所在地	令和二年三月 三十一日	廃止年月日
-------	--------	-------	--------	-----------------------------	---------	----------------	-------